

島根県建設工事簡易型一般競争入札取扱方針

I 一般事項

- 1) 島根県建設工事簡易型一般競争入札執行要領（以下「執行要領」という。）によるほか、この取扱方針によるものとする。
- 2) 決裁者は執行機関の長とする。
- 3) 競争参加資格の要件及び確認等の一般事項は、次のとおりとする。
- 4) この取扱方針は、令和7年8月1日以降に入札公告する工事から適用する。

1. 競争参加資格

1) 工事種別

- ・一般土木工事、アスファルト舗装工事、特殊舗装工事、鋼橋上部工事、プレストレストコンクリート構造物工事、港湾工事、機械設備工事、塗装工事、造園工事、さく井工事、冷暖房衛生設備工事、法面処理工事、維持修繕工事、グラウト工事、一般建築工事、管工事、電気工事、通信設備工事（18種）

2) 建設工事の種類

- ・土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事（29業種）

3) 許可業種

- ・土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業（29業種）

4) 格付等

- ・請負対象額及び工事内容に応じて設定する。

5) 許可区分

- ・建設業許可区分は原則として指定しないが、工種及び工事の内容を勘案し、特定建設業の許可が必要と認められる場合は、特定建設業を指定する。

6) 営業所所在地

- ・工事内容に応じて設定するものとし、以下に例を示す。

例① 建設業法に規定する主たる営業所を〇〇県土整備事務所（局）管内に有すること。又は建設業法に規定する主たる営業所を□□事業所（広瀬土木、仁多土木、大田に限る）管内に有すること。

例② 建設業法に規定する主たる営業所を◎◎県土整備事務所（局）管内に有すること。

例③ 建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること。

例④ 建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること、又は準地域内業者（県外業者のうち建設業法に規定する営業所を島根県内に有することについて島根県知事の認定を受けた者をいう）であること。

※ 上記において、「主たる営業所」に「営業所」を加えることもできる。

※ 「営業所」とは建設業法に規定する営業所をいう。

7) 工事实績等

【必須】 ※ 前年度等の年度表示の改訂については、毎年8月1日とする。

ア. 工事成績

- ・ 1億円以上の工事にあつては、島根県が発注した工事のうち、前年度に完成及び引き渡し完了した（以下「完了した」という。）工事の施工実績がある場合のみ、その全工事成績の平均点が70点未満でないこと。なお、前年度の施工実績がないが、前々年度に完了した工事の施工実績がある場合は、その全工事成績の平均点が70点未満でないこと。

- ・ 1億円未満の工事にあつては、島根県が発注した工事のうち、前年度及び前々年度に完了した工事の施工実績がある場合のみ、各年度の全工事成績の平均点が連続して65点未満でないこと。

ただし、総合評価方式の場合には、島根県が発注した工事のうち、前年度に完了した工事の施工実績がある場合のみ、その全工事成績の平均点が70点未満でないこと。なお、前年度の施工実績がないが、前々年度に完了した工事の施工実績がある場合は、その全工事成績の平均点が70点未満でないこと。

- ・ 前年度及び本年度の入札公告前日までに完了した島根県が発注した工事又は前年度に完了した国土交通省中国地方整備局が発注した工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が70点以上であること。

※島根県が発注した工事とは、総務部、農林水産部及び土木部発注の工事をいう。

イ. 施工実績

- ・ 請負対象額及び工事内容に応じて設定する。

ウ. 実績の対象期間

- ・ 過去15年間の期間を設定する。※平成〇年度以降（過去15年間）から当該年度の入札公告日前日までをいう。

8) 配置技術者

【必須】

ア. 1億円以上の工事

次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ・ 1級〇〇施工管理技士又は〇〇工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者であること。

- ・ 監理技術者にあつては、〇〇工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。

- ・配置する技術者は、当工事の競争参加資格確認申請日以前３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。

イ. 請負額が４千５百万円以上１億円未満の工事（ただし、建築一式工事の場合は９千万円以上１億円未満の工事）

次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ・監理技術者にあつては、〇〇工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。
- ・配置する技術者は、当工事の競争参加資格確認申請日以前３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。

※ 上記 ア. イ. は建設業法第２６条第３項ただし書きの規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者について同じ

※ 工事内容により上記によらず、別途設定することができる。

９）配置建設機械

- ・工事内容に応じて必要な場合に設定するものとし、下記に例を示す。
例① 工期の短縮を図るため、路盤工用建設機械の各機種を最低２台配置すること。
例② モルタル・植生基材吹付に係わる主要な機械を保有していること。

１０）その他

- ・別途、執行要領の入札公告例のとおりとする。

２．競争参加資格の確認（開札後に審査する資料）

１）技術資料の内容

【必須】

ア. 施工実績

- ・資料に記載した施工実績の記載内容を証明するコリンズの「登録内容確認書（写）」（竣工登録に限る）（コリンズの登録がない場合は、竣工検査済証等発注者が作成したもの、又は発注者が証明したもの（写しも可））を添付すること。
- ・資料に記載した施工実績の記載内容を証明する工事成績評定通知書の写し（工事成績評定通知書の写しがない場合は、発注者が証明したもの（写しも可））を添付すること。

※工事内容により、下記のような内容を追加することができる。

- 例① 資料に記載した工事の橋梁一般図、及び１の工事实績等に掲げる工事の施工実績に該当することが確認できる書類を添付すること。

イ. 配置技術者の資格及び工事实績

- ・監理技術者及び主任技術者については、資格が確認できる資格者証等の写し、及び技術者と請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。

※工事实績が必要な場合は、下記の内容を追加する。

- ・資料に記載した施工実績の記載内容を証明するコリンズの「登録内容確認書（写）」（竣工登

録に限る) (コリンズの登録がない場合は、竣工検査済証等発注者が作成したもの、又は発注者が証明したもの (写しも可)) を添付すること。

3. その他

- 1) この取扱方針の適用が困難な場合、適用に疑義等がある場合は、土木部技術管理課 (公共事業調整スタッフ)、建築住宅課 (住宅建設グループ) 及び総務部営繕課 (企画グループ) に協議すること。
- 2) 入札参加資格者が県内あるいは県外など、広範な業者が想定される場合の参加資格条件の設定に当たっては、一般競争入札や他事務所発注の事例等との整合にも留意すること。

II 工種別

1. 土木一式工事

土木一式工事にあつては、一般事項の取扱に加え次のとおりとする。

1) 工事種別

- ・一般事項による。

2) 建設工事の種類

- ・一般事項による。

3) 許可業種

- ・一般事項による。

4) 格付等

① 5千万円以上 2億円未満の土木一式工事にあつては、格付等級がA等級の者とする。

② 4千万円以上 5千万円未満の土木一式工事にあつては、格付等級がA等級の者とする。また、格付等級がB等級の者のうち、島根県発注の前年度に完了した工事が複数あり、その全工事成績の平均点が76点以上の者の参加を認める。なお、前年度に完了した工事が1件又は全く無い場合は、前々年度も対象として適用する。

③ 2千万円以上 4千万円未満の土木一式工事にあつては、格付等級がA等級の者及びB等級の者とする。

ただし、合併による建設業者の格付け等級の取り扱いは、建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領第17条を準用する。

④ 1千万円以上 2千万円未満の土木一式工事にあつては、格付等級がA等級の者及びB等級の者とする。

また、格付等級がC等級の者のうち島根県発注の前年度に完了した工事が複数あり、その全工事成績の平均点が73点以上の者の参加を認める。なお、前年度に完了した工事が1件又は全く無い場合は、前々年度も対象として適用する。

ただし、合併による建設業者の格付け等級の取り扱いは、建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領第17条を準用する。

※ 上記③④について、高度な技術力を求める工事にあつては、格付等級がA等級の者のみとすることができる。

※ より高度な技術力を求める工事にあつては、点数を別に設定することができる。

5) 許可区分

- ・ 一般事項による。

6) 営業所所在地

- ①建設業法に規定する主たる営業所を〇〇県土整備事務所（局）管内に有すること。又は建設業法に規定する主たる営業所を□□事業所（広瀬土木、仁多土木、大田に限る）管内に有すること。

※ ただし、1億円以上2億円未満の工事にあつて、特に技術的難易度が高い場合等は、建設業法に規定する主たる営業所を◎◎県土整備事務所（局）管内に有することとすることができる。

※ 1千万円以上4千万円未満の工事にあつては、工事品質の確保や競争性、公平性に留意して、管内をブロック割することができ、参加エリアを◇◇ブロック内とすることができる。その場合合格付等級がA等級にあつては◇◇ブロックの中の△△地区内に限定することができる。

※ 上記の「主たる営業所」に「▽▽管内に営業所を有する」を加えることもできる。

※ 上記のほか、新工法、新技術を要する工事等の場合は、一般事項（例②、例③、例④）に準じた内容を条件設定することができる。

7) 工事实績等

ア. 工事成績

- ・ 一般事項による。

イ. 施工実績

- ① 1億円以上2億円未満の工事は、公共事業において、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成〇年度以降（過去15年間）に国（公団の後継会社、公社を含む）、島根県（公社を含む）又は別表1に掲げる市町村の発注工事1契約で、税込み最終金額が5千万円以上の完了した土木一式工事の施工実績があること。

ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。

- ② 4千万円以上1億円未満の工事は、公共事業において、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成〇年度以降（過去15年間）に国（公団の後継会社、公社を含む）、島根県（公社を含む）又は別表1に掲げる市町村の発注工事1契約で、税込み最終金額が2千5百万円以上の完了した土木一式工事の施工実績があること。

ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。

- ③ 4千万円未満の工事は、公共事業において、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構

成員（ただし出資比率20%以上）として、平成〇年度以降（過去15年間）に国（公団の後継会社、公社を含む）、島根県（公社を含む）、別表1に掲げる市町村又は平成〇〇年度以降（過去5年間）に島根県内市町村の発注工事1契約で、税込み最終金額が5百万円以上の完了した土木一式工事の施工実績があること。

ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。

※工事内容により、工種別細目に準じた内容を条件設定することができる。

8) 配置技術者

- ・一般事項による。

9) 配置建設機械

- ・一般事項による。

10) その他

- ・一般事項による。

※ より高度な技術力を求める工事にあっては、在籍技術者数を一定数以上求めることができる。

別表 1

市町村名	対象となり得る契約時期・旧町名等
松江市	平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市
	平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市
出雲市	平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市
	平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市
	旧斐川町（平成20年10月1日以降の契約に限る）
雲南市	平成18年1月1日以降の契約に限る
大田市	平成19年4月1日以降の契約に限る
益田市	平成19年4月1日以降の契約に限る
隠岐の島町	平成19年4月1日以降の契約に限る
安来市	平成20年1月1日以降の契約に限る
浜田市	平成21年4月1日以降の契約に限る
江津市	平成23年4月1日以降の契約に限る
川本町	平成29年1月4日以降の契約に限る

※監督・検査・成績評定要領がすべて制定された市町村

2. 建築一式工事

建築一式工事にあつては、一般事項の取扱に加え次のとおりとする。

1) 工事種別

- ・一般事項による。

2) 建設工事の種類

- ・一般事項による。

3) 許可業種

- ・一般事項による。

4) 格付等

① 5千万円以上2億円未満の建築一式工事にあつては、格付等級がA等級の者とする。

② 4千万円以上5千万円未満の建築一式工事にあつては、格付等級がA等級の者とする。また、格付等級がB等級の者のうち、島根県発注の前々年度又は前年度に完了した建築一式工事があり、その全工事成績の平均点が76点以上の者の参加を認める。

③ 2千万円以上4千万円未満の建築一式工事にあつては、格付等級がA等級の者及びB等級の者とする。

ただし、合併による建設業者の格付け等級の取り扱いは、建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領第17条を準用する。

④ 1千万円以上2千万円未満の建築一式工事にあつては、格付等級がA等級の者及びB等級の者とする。また、格付等級がC等級の者のうち島根県発注の前々年度又は前年度に完了した建築一式工事があり、その全工事成績の平均点が73点以上の者の参加を認める。

ただし、合併による建設業者の格付け等級の取り扱いは、建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領第17条を準用する。

※ 上記③④について、より高度な技術力を求める工事にあつては、格付等級がA等級の者のみとすることができる。

5) 許可区分

- ・一般事項による。

6) 営業所所在地

① 4千万円以上2億円未満の工事について、松江県土整備事務所管内及び隠岐支庁県土整備局管内にあつては、建設業法に規定する主たる営業所を松江県土整備事務所管内又は隠岐支庁県土整備局管内に有し、雲南県土整備事務所管内及び出雲県土整備事務所管内にあつては、建設業法に規定する主たる営業所を雲南県土整備事務所管内又は出雲県土整備事務所管内に有し、県央県土整備事務所管内、浜田県土整備事務所管内及び益田県土整備事務所管内にあつては、建設業法に規定する主たる営業所を県央県土整備事務所管内、浜田県土整備事務所管内又は益田県土整備事務所管内に有すること。

② 1千万円以上4千万円未満の工事にあつては、建設業法に規定する主たる営業所を〇〇事務所管内に有すること。

※ 上記②の場合は、主たる営業所が原則20社以上を確保できることを条件として、管内をブロック割することができる。ただし、格付等級がA等級にあっては管内をブロック割した内の○○地区内とすることができる。

※ 上記の「主たる営業所」に「○○管内に営業所を有する」を加えることもできる。

※ 工事内容により、一般事項（例）に準じた内容を条件設定することができる。

7) 工事实績等

ア. 工事成績

- ・一般事項による。

イ. 施工実績

1千万円以上2億円未満の工事は、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成○年度以降（過去15年間に、完了した類似の建築一式工事の施工実績があること。

※ 類似の工事とは、対象工事と同等の工事内容で、施工規模等の1/2程度とし、詳細は工事ごとに設定する。

ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。

8) 配置技術者

- ・一般事項によるほか、工事の規模に応じて追加する。

9) その他

- ・一般事項による。
- ・工事成績優秀者の参加を認める場合は、管内業者とする。

3. その他（工種別細目）：土木

- 1) 単独で発注する工種で、基礎工、地盤改良工、港湾・漁港漁場及び海岸工事、橋梁上部工（P・C橋）・（鋼橋）、舗装工、法面工、地すべり対策工、造園工事、交通安全施設工事（区画線）・（標識）、鋼構造物塗装工事、電気工事にあつては、一般事項の取扱いに加え以下のとおりとする。
- 2) とび・土工・コンクリート工事（法面工及び交通安全施設工事（標識）を除く）にあつては、土木一式工事に準じた取扱いとする。
- 3) トンネル工事、機械設備工事、冷暖房衛生設備工事、維持修繕工事、グラウト工事、通信設備工事は別途検討する。

○注意事項

- 点 — 点数（島根県建設業有資格者名簿に記載された点数）又は等級
- 営 — 営業所所在地
- 工 — 工事实績等
- 技 — 配置技術者
- そ — その他

上記以外

- 1) 一般事項の【必須】項目については、ここでは省略している。
- 2) ①、②、③は例であるので、工事内容に応じ条件を設定すること。
- 3) ※は、工事毎に条件設定を検討する項目である。
- 4) 「管内業者」「隣接管内業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所を該当管内に有する者をいう。
- 5) 「隣接管内業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所を
 - ・ 松江県土整備事務所にあつては、雲南・出雲県土整備事務所及び隠岐支庁県土整備局管内に有する者をいう。
 - ・ 雲南県土整備事務所にあつては、松江・出雲・県央県土整備事務所管内に有する者をいう。
 - ・ 出雲県土整備事務所にあつては、松江・雲南・県央県土整備事務所管内に有する者をいう。
 - ・ 県央県土整備事務所にあつては、雲南・出雲・浜田県土整備事務所管内に有する者をいう。
 - ・ 浜田県土整備事務所にあつては、県央・益田県土整備事務所管内に有する者をいう。
 - ・ 益田県土整備事務所にあつては、浜田県土整備事務所管内に有する者をいう。
 - ・ 隠岐支庁県土整備局にあつては、松江県土整備事務所管内に有する者をいう。
- 6) 「東部・隠岐地区内業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所を松江・雲南・出雲県土整備事務所管内及び隠岐支庁県土整備局管内に有する者をいう。
- 7) 「東部地区内業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所を松江・雲南・出雲県土整備事務所管内に有する者をいう。
- 8) 「西部地区内業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所を県央・浜田・益田県土整備事務所管内に有する者をいう。

- 9)「県内業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有する者をいう。
- 10)「県外業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所を島根県外に有する者をいう。
- 11)「準地域内業者」とは、県外業者のうち建設業法に規定する営業所を島根県内に有することについて島根県知事の認定を受けた者をいう。
- 12)「技術者等」とは、①監理技術者、②主任技術者、③専門技術者、④現場代理人、⑤担当技術者をいう。
担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当する者とし、受注者と競争参加資格確認申請日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をいう。
- 13)「工事経験」とは、①監理技術者、②主任技術者、③専門技術者、④現場代理人、⑤担当技術者として、当該工事に従事していた工事経験をいう。なお、工事内容等により工事経験を求める技術者を限定することができる。
- 14)「平成○年度以降（過去15年間）に完了した同種工事」とは、平成○年度以降（過去15年間）から当該年度の入札公告日前日までに完了した工事の該当する工事種別の工事をいう。
- 15)「公共事業」とは、国（公団の後継会社、公社を含む）、都道府県（公社を含む）、市町村が発注する公共工作物の工事をいう。

1. 共通	
営	取扱方針（Ⅰ一般事項）を参考に設定する。
工	取扱方針（Ⅰ一般事項）の【必須】条件は必ず明記する。 ①条件数量を追加する場合は、該当数量の1／2を原則とする。ただし、入札参加可能者数や工事内容を考慮して施工数量程度あるいは1／3程度とすることができる。
技	取扱方針（Ⅰ一般事項）の【必須】条件は必ず明記し、工事内容により条件を追加する。
2. 基礎工	
営	①建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること。ただし、地盤状況等により高度な技術力を要する工事等の場合は、準地域内業者を含めることができる。
工	①公共事業において、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成○年度以降（過去15年間）に国（公団の後継会社、公社含む）、都道府県（公社含む）又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績（注：具体的に記述する）があること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。
技	①※工事の内容により、必要な場合は設定する。
3. 地盤改良工	
営	①建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること。ただし、地盤状況等により高度な技術力を要する工事等の場合は、準地域内業者を含めることができる。
工	①公共事業において、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成○年度以降（過去15年間）に国（公団の後継会社、公社含む）、都道府県（公社含む）又は島根県の市町村の発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績（注：具体的に記述する）があること。 ただし、当該実績が島根県内発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。
技	①※工事の内容により、必要な場合は設定する。
4. 港湾・漁港漁場及び海岸工事	
営	①建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること、又は準地域内業者であること。 ただし、工事に必要な主作業船が県内（境港を含む）にあり、高度な技術力を必要としない浚渫、ブロック及びケーソンの製作・据付、捨石投入等が主たる工種となる工事については県内業者とする。

エー ①公共事業において、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、島根県内で平成〇年度以降（過去15年間）に完了した港湾、漁港、漁場及び海岸工事において、発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績（注：例を参考に具体的に記述する）があること。

○港湾、漁港、漁場及び海岸工事とは、国及び公共団体が発注する主作業船を使用して施工する海上工事をいう。

○主作業船とは、船舶損料算定表に規定する主作業船をいう。

※同種工事の施工実績の例（実績を複数求めることも可）

○t以上のケーソン〇個以上の製作（or 据付 or 製作及び据付）、

○t以上の消波ブロック〇個以上の製作（or 据付 or 製作及び据付）、

○t以上の方塊ブロック〇個以上の製作（or 据付 or 製作及び据付）、

○m³以上の浚渫、

○m³以上の場所打コンクリートの打設、

○m³以上の捨石投入 等

ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。

技ー ①※工事の内容により、必要な場合は設定する。

5. 橋梁上部工（PC橋）

点ー ①PC工事の点数が●●点以上であること。

営ー ①建設業法第3条に規定する営業所を島根県内に有すること。

エー ①公共事業において、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成〇年度以降（過去15年間）に国（公団の後継会社、公社含む）、都道府県（公社含む）、政令指定都市又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した橋長〇〇m（支間長〇〇m）以上、連続（単純）PC〇〇橋の架設工事の施工実績があること。

ただし、当該実績の評定点が65点未満のもの及び評定点がないものを除く。また、経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。

技ー ①監理技術者等の配置については別図のとおりとする。（平成26年12月12日付け土総第780号「競争参加資格審査の統一化及び入札公告文例の更新について」のPC工事入札公告（配置技術者のみ）【参考】に示す図）

②※工事の内容により、必要な場合は設定する。

6. 橋梁上部工（鋼橋）

点ー ①県外業者で鋼橋上部工工事の点数が●●点以上、県内業者で鋼橋上部工工事の点数が●●点以上であること。

営ー ①条件なし

エー ①公共事業において、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、島根県内で平成○年度以降（過去15年間）に国（公団の後継会社、公社含む）、島根県（公社含む）、又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した橋長○○m（支間長○○m）以上、連続（単純）鋼○○橋の製作及び架設工事の施工実績があること。

ただし、当該実績の評定点が65点未満のもの及び評定点がないものを除く。また、経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。

②桁製作が工事内容にある場合は、鋼橋製作工場を有すること。桁製作とは、島根県公共工事共通仕書第3編2-12-3 桁製作工の規定により施工する桁製作及び横断歩道橋製作等をいう。

技ー ①※工事の内容により、必要な場合は設定する。

7. 舗装工

点ー アスファルト舗装工事においては次のとおりとする。

①1億円以上の工事にあつては、県内業者で舗装工事の格付等級がA等級の者とする。なお、工事内容等により、準地域内業者であつて舗装工事の客観点数が●●点以上で管内に建設業法に規定する営業所を有する者を含めることができる。

②1千5百万円以上1億円未満の工事にあつては、管内業者で舗装工事の格付等級がA等級の者及びB等級の者とする。また、隣接管内業者（東部地区内業者あるいは西部地区内業者とすることができる）で舗装工事の格付等級がA等級の者、若しくは県内業者で舗装工事の格付等級がA等級の者を含めることができる。なお、工事内容等により、準地域内業者であつて舗装工事の客観点数が●●点以上で管内に建設業法に規定する営業所を有する者を含めることができる。

③1千5百万円未満の工事にあつては、管内業者で舗装工事の格付等級がA等級の者、B等級の者及びC等級の者とする。また、隣接管内業者（東部地区内業者あるいは西部地区内業者とすることができる）で舗装工事の格付等級がA等級の者を含めることができる。なお、工事内容等により、準地域内業者であつて舗装工事の客観点数が●●点以上で管内に建設業法に規定する営業所を有する者を含めることができる。

※1千5百万円未満の工事を総合評価で実施する場合は、上記の規定からC等級の者を除く。

④※特殊なアスファルト舗装工事は、技術力、施工実績等により、別途設定する。

点ー アスファルト舗装工事を除く舗装工事においては次のとおりとする。

①※技術力、施工実績等により、別途設定する。

エー ①建設工事の種類が「舗（ほ）装工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成○年度以降（過去15年間）に国（公団の後継会社、公社含む）、都道府県（公社含む）又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績（注：例を参考に具体的に記述する）があること。

※同種工事の施工実績の例

	(新設の場合) Om2 以上の新設アスファルト舗装の施工実績(新設アスファルト舗装とは車道又は路肩に新たに施工した表層工をいう。なお、歩道舗装、付帯舗装、オーバーレイ等を除く。) (路上路盤再生工の場合) Om2 以上の路上路盤再生工を含むアスファルト舗装の施工実績 (切削オーバーレイ※の場合) Om2 以上の切削を伴うオーバーレイの施工実績 (※) 即日施工でない路面切削工を伴う舗装工も含む (オーバーレイの場合) Om2 以上のオーバーレイの施工実績 (その他) Om2 以上の排水性舗装・インターロッキングの施工実績 なお、路上路盤再生工の施工実績がある業者が少ない管内等については、類似工種の施工実績を求めること。 舗装の他の工種についても、工事内容、舗装規模等により適切な施工実績を求めること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。 営 ー 取扱方針(Ⅰ一般事項)を参考に設定する。 技 ー ①※監理技術者又は主任技術者のいずれかは、舗装施工管理技術者であること。(工事内容により設定する) ②※工事の内容により、必要な場合は設定する。 そ ー ①2千5百万円以上の工事にあっては、1級舗装施工管理技術者を常勤雇用していること。
8. 法面工(種子・客土・モルタル等の吹付工、連続繊維補強土、鉄筋挿入、グラウンドアンカー等)	点 ー ①1億円以上の工事にあっては、県内業者で法面処理の格付等級がA等級の者とする。なお、工事内容等により、準地域内業者で法面処理の客観点数が●●点以上の者を含めることができる。 ②2千5百万円以上1億円未満の工事にあっては、管内業者で法面処理の格付等級がA等級の者及びB等級の者とする。また、隣接管内業者(東部地区内業者あるいは西部地区内業者とすることができる)で法面処理の格付等級がA等級の者、若しくは県内業者で法面処理の格付等級がA等級の者、並びに県内業者であって法面処理の格付等級がA等級の者及びB等級の者のうち管内に建設業法に規定する営業所を有する者を含めることができる。なお、工事内容等により、準地域内業者であって法面処理の客観点数が●●点以上の者を含めることができる。 ③1千5百万円以上2千5百万円未満の工事にあっては、管内業者で法面処理の格付等級がA等級の者及びB等級の者とする。また、隣接管内業者(東部地区内業者あるいは西部地区内業者とすることができる)で法面処理の格付等級がA等級の者、若しくは県内業者で法面処理の格付等級がA等級の者、並びに県内業者であって法面処理の格付等級がA等級の者及びB等級の者のうち管内に建設業法に規定する営業所を有する者を含めることができる。 ④1千5百万円未満の工事にあっては、管内業者で法面処理の格付等級がA等級の者、B等級の者及びC等級の者とする。また、隣接管内業者(東部地区内業者あるいは西部地区内

業者とすることができる)で法面処理の格付等級がA等級の者、並びに県内業者であって法面処理の格付等級がA等級の者及びB等級の者のうち管内に建設業法に規定する営業所を有する者を含めることができる。

※1千5百万円未満の工事を総合評価で実施する場合は、上記の規定からC等級の者を除く。

⑤※高度な技術力を要する工事は、工事の内容等により、別途設定する。

工－①工事種別が「法面処理工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、平成○年度以降(過去15年間)に国(公団の後継会社、公社含む)、都道府県(公社含む)又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績(注:具体的に記述する)があること。

ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。

②当該工種に係わる主要な機械を保有していること。

営－取扱方針(Ⅰ一般事項)を参考に設定する。

技－①※工事の内容により、必要な場合は設定する。

9. 地すべり対策工(集水・排水ボーリング等、集水井、グラウンドアンカー、抑止杭等)

営－①建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること、又は準地域内業者であること。

工－①公共事業において、元請け又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、平成○年度以降(過去15年間)に国(公団の後継会社、公社含む)、都道府県(公社含む)又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績(注:具体的に記述する)があること。

ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。

技－①4千万円以上の工事にあっては、監理技術者又は主任技術者のいずれかは、地すべり防止工事士であること。

そ－①当該工事に係る計画・設計業務(受注年度が異なる場合も含む)を受託した者でないこと。

②地すべり防止工事士を常勤雇用していること。

10. 造園工事(植栽工)

営－①建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること。

②県内業者であって建設業法に規定する営業所を東部・隠岐地区内に有すること、又は西部地区内に有すること。

エ－①工事種別が「造園工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率２０％以上）として、島根県内で平成○年度以降（過去１５年間）に国（公団の後継会社、公社含む）、島根県（公社含む）又は島根県内市町村の発注工事１契約で完了した同種工事の施工実績（注：具体的に記述する）があること。
ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が６５点未満のものを除く。また、経常ＪＶにあつては、経常ＪＶ又は構成員単体で同上の施工実績があること。

技－①※工事の内容により、必要な場合は設定する。

そ－①１級造園施工管理技士、２級造園施工管理技士又は造園技能士のいずれかの者を常勤雇用していること。

１１．交通安全施設工事（区画線）

営－①建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること。

エ－①建設工事の種類が「塗装工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率２０％以上）として、平成○年度以降（過去１５年間）に国（公団の後継会社、公社含む）、島根県（公社含む）又は島根県内市町村の発注工事１契約で完了した区画線の施工実績があること。
ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が６５点未満のものを除く。また、経常ＪＶにあつては、経常ＪＶ又は構成員単体で同上の施工実績があること。

②当該工種に係わる機械一式を保有していること。

技－①※工事の内容により、必要な場合は設定する。

そ－①路面標示技能士を常勤雇用していること。（隠岐支庁県土整備局管内は除く）

１２．交通安全施設工事（標識）

営－①建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること。

エ－①建設工事の種類が「とび・土工・コンクリート工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率２０％以上）として、平成○年度以降（過去１５年間）に国（公団の後継会社、公社含む）、島根県（公社含む）又は島根県内市町村の発注工事１契約で完了した道路標識設置工事（基礎含む）の施工実績があること。
ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が６５点未満のものを除く。また、経常ＪＶにあつては、経常ＪＶ又は構成員単体で同上の施工実績があること。

技－①※工事の内容により、必要な場合は設定する。

１３．鋼構造物塗装工事（「土木」に該当するものに限る、新設の塗装工事は除く）

営 ― ①建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること。
工 ― ①建設工事の種類が「塗装工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率２０％以上）として、平成○年度以降（過去１５年間）に国（公団の後継会社、公社含む）、島根県（公社含む）又は島根県内市町村の発注工事１契約で完了した〇㎡以上の鋼構造物再塗装の施工実績（「土木」に該当するものに限る）があること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が６５点未満のものを除く。また、経常ＪＶにあっては、経常ＪＶ又は構成員単体で同上の施工実績があること。
技 ― ①※工事の内容により、必要な場合は設定する。
そ ― ①１級塗装技能士（鋼橋）又は２級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）の資格者を常勤雇用していること。
１４．電気工事
点営 ― ①１億円以上２億円未満の工事にあつては、県内業者で点数●●点以上の者及び準地域内業者（高度な技術力を要する場合に限る）とする。 ②４千万円以上１億円未満の工事にあつては、県内業者で点数●●点以上の者とする。 ③１千万円以上４千万円未満の工事について、松江県土整備事務所、隠岐支庁県土整備局にあつては、建設業法に規定する営業所を松江県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局管内に有する県内業者で点数●●点以上の者、雲南、出雲県土整備事務所にあつては、建設業法に規定する営業所を雲南又は出雲県土整備事務所管内に有する県内業者で点数●●点以上の者、県央、浜田及び益田県土整備事務所にあつては、建設業法に規定する営業所を西部区域内に有する県内業者で点数●●点以上の者とする。また、点数●●点未満の者で、島根県発注の前々年度又は前年度に完了した電気工事があり、その全工事成績の平均点が７３点以上の管内業者の参加を認める。
工 ― ①建設工事の種類が「電気工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率２０％以上）として、平成○年度以降（過去１５年間）に国（公団の後継会社、公社含む）、都道府県（公社含む）又は島根県内市町村の発注工事で完了した同種工事の施工実績（注：具体的に記述する）があること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が６５点未満のものを除く。また、経常ＪＶにあっては、経常ＪＶ又は構成員単体で同上の施工実績があること。
技 ― 取扱方針（Ⅰ一般事項）によるほか、工事の規模に応じて追加する。

4. その他（工種別細目）：建築関連

- 1) 単独で発注する工種で、電気工事、管工事、塗装工事（建築塗装）、防水工事、解体工事、電気通信工事、消防施設工事にあつては、一般事項の取扱いに加え以下のとおりとする。

○注意事項

- 業 — 入札参加資格業種
- 点 — 点数（島根県建設業有資格者名簿に記載された許可業種の点数）
- 営 — 営業所所在地
- 工 — 工事実績等
- 技 — 配置技術者
- そ — その他

上記以外

- 1) 一般事項の【必須】項目については、ここでは省略している。
- 2) 「管内業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所を当該管内に有する者をいう。
- 3) 「県内業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有する者をいう。
- 4) 「準地域内業者」とは、県外業者のうち建設業法に規定する営業所を島根県内に有することについて島根県知事の認定を受けた者をいう。
- 5) 「西部区域内」とは、県央県土整備事務所管内、浜田県土整備事務所管内又は益田県土整備事務所管内をいう。
- 6) 類似工事とは、対象工事と同等の工事内容で、施工規模等の1／2程度とし、詳細は工事ごとに設定する。
なお、解体工事以外は、建築一式工事で受注したものを除く。

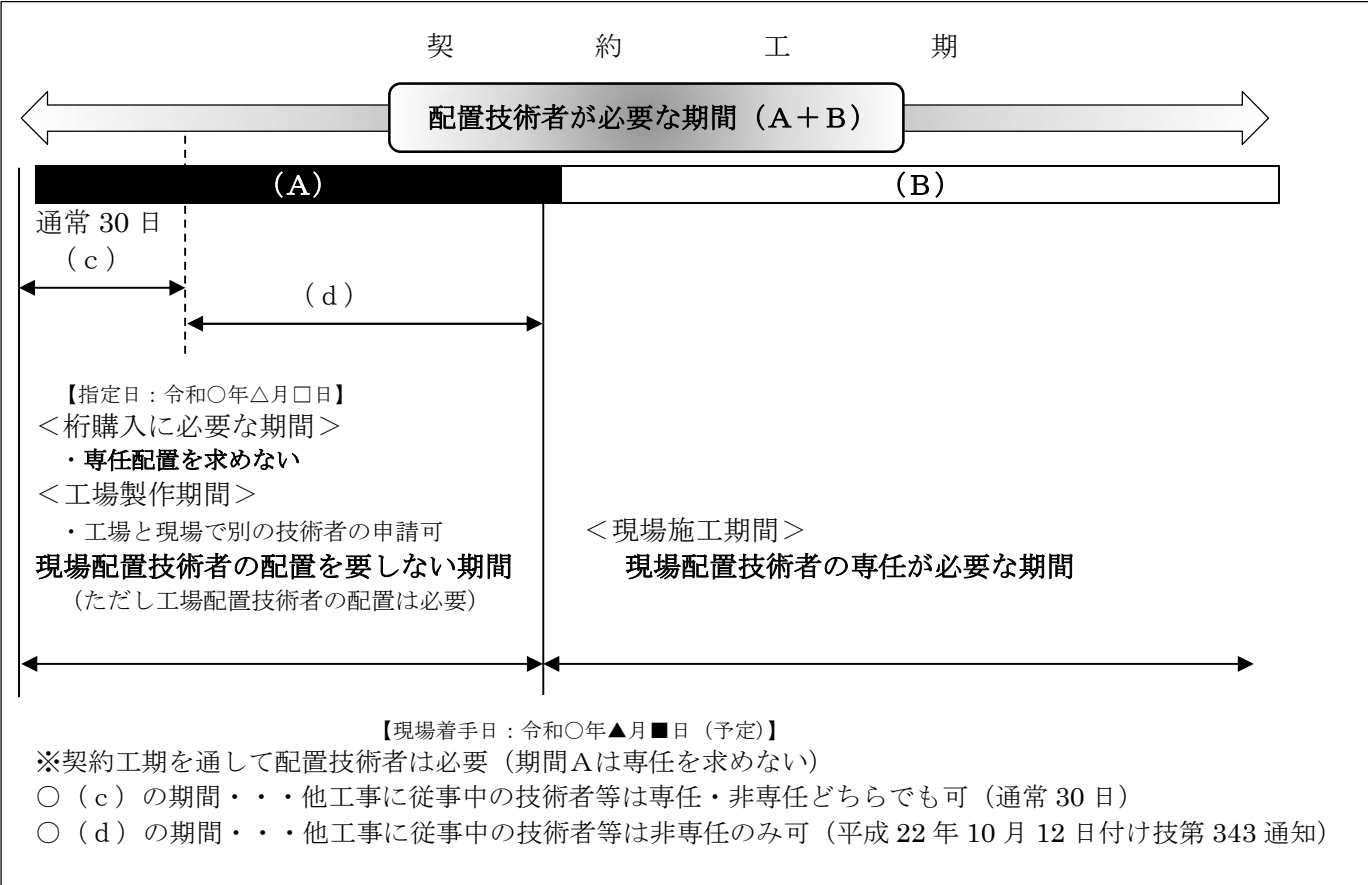
1. 共通	
営	取扱方針（I一般事項）を参考に設定する。
工	取扱方針（I一般事項）の【必須】条件は必ず明記する。 ①条件数量を追加する場合は、該当数量の1／2程度とするが工事内容により設定する。
技	取扱方針（I一般事項）の【必須】条件は必ず明記し、工事内容により条件を追加する。
2. 電気工事	
業	電気工事
点営	①1億円以上2億円未満の工事にあつては、県内業者で点数●●点以上の者及び準地域内業者（高度な技術力を要する場合に限る）とする。 ②4千万円以上1億円未満の工事にあつては、県内業者で点数●●点以上の者とする。 ③1千万円以上4千万円未満の工事について、松江県土整備事務所、隠岐支庁県土整備局にあつては、建設業法に規定する営業所を松江県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局管内に有する県内業者で点数●●点以上の者、出雲、雲南県土整備事務所にあつ

	ては、建設業法に規定する営業所を出雲又は雲南県土整備事務所管内に有する県内業者で点数●●点以上の者、県央、浜田及び益田県土整備事務所にあつては、建設業法に規定する営業所を西部区域内に有する県内業者で点数●●点以上の者とする。また、点数●●点未満の者で、島根県発注の前年度又は前々年度に完了した電気工事があり、その全工事成績の平均点が73点以上の管内業者の参加を認める。 工 ー 1千万円以上2億円未満の工事は、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成○年度以降（過去15年間）に完了した類似の建築物に係る電気工事の施工実績があること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。 技 ー 一般事項によるほか、工事の規模に応じて追加する。
3. 管工事	業 ー 管工事 点営 ー ① 1億円以上2億円未満の工事にあつては、県内業者で点数●●点以上の者及び準地域内業者（高度な技術力を要する場合に限る）とする。 ② 4千万円以上1億円未満の工事について、松江県土整備事務所、隠岐支庁県土整備局にあつては、建設業法に規定する営業所を松江県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局管内に有する県内業者で点数●●点以上の者、出雲、雲南県土整備事務所にあつては、建設業法に規定する営業所を出雲又は雲南県土整備事務所管内に有する県内業者で点数●●点以上の者、県央、浜田及び益田県土整備事務所にあつては、建設業法に規定する営業所を西部区域内に有する県内業者で点数●●点以上の者とする。 ③ 1千万円以上4千万円未満の工事について、松江県土整備事務所、隠岐支庁県土整備局にあつては、建設業法に規定する営業所を松江県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局管内に有する県内業者で点数●●点以上の者、出雲、雲南県土整備事務所にあつては、建設業法に規定する営業所を出雲又は雲南県土整備事務所管内に有する県内業者で点数●●点以上の者、県央、浜田及び益田県土整備事務所にあつては、建設業法に規定する営業所を西部区域内に有する県内業者で点数●●点以上の者とする。また、点数●●点未満の者で、島根県発注の前年度又は前々年度に完了した管工事があり、その全工事成績の平均点が73点以上の管内業者の参加を認める。 工 ー 1千万円以上2億円未満の工事は、元請け又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成○年度以降（過去15年間）に完了した類似の建築物に係る給排水衛生設備工事・空調設備工事等の施工実績があること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。 技 ー 一般事項によるほか、工事の規模に応じて追加する。

4. 塗装工事（建築塗装）	
業	業 － 塗装工事
点	営 － ① 4 千万円以上 2 億円未満の工事にあつては、県内業者で点数●●点以上の者とする。 ② 1 千万円以上 4 千万円未満の工事にあつては、県内業者で点数●●点以上の者とする。
工	元請け又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率 2 0 %以上）として、平成○年度以降（過去 1 5 年間）に完了した類似の建築物に係る塗装工事の施工実績があること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が 6 5 点未満のものを除く。また、経常ＪＶにあつては、経常ＪＶ又は構成員単体で同上の施工実績があること。
技	一般事項によるほか、工事の規模に応じて追加する。
そ	1 級建築塗装技能士又は 2 級建築施工管理技士（仕上げ）の資格者を常勤雇用していること。
5. 防水工事	
業	業 － 防水工事
営	営 － 県内業者
工	2 億円未満の工事にあつては、元請け又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率 2 0 %以上）として、平成○年度以降（過去 1 5 年間）に完了した類似の防水工事の施工実績があること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が 6 5 点未満のものを除く。また、経常ＪＶにあつては、経常ＪＶ又は構成員単体で同上の施工実績があること。
技	一般事項によるほか、工事の規模に応じて追加する。
そ	1 級技能士又は 2 級建築施工管理技士（仕上げ）の資格者を常勤雇用していること。 （技能士については、発注工種の技能士を常勤雇用していること。）
6. 解体工事	
業	業 － 解体工事（併せて、建築一式工事の有資格者名簿に登録されている者に限る）
点	点数が●●点以上であること。
営	松江県土整備事務所、隠岐支庁県土整備局にあつては、建設業法に規定する主たる営業所を松江県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局管内に有する者、出雲、雲南県土整備事務所にあつては、建設業法に規定する主たる営業所を出雲又は雲南県土整備事務所管内に有する者、県央、浜田及び益田県土整備事務所にあつては、建設業法に規定する主たる営業所を西部区域内に有する者とする。
工	元請け又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率 2 0 %以上）として、平成○年度以降（過去 1 5 年間）に完了した類似の建築物の解体工事の施工実績があること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が 6 5 点未満のものを除く。また、経常ＪＶにあつては、経常ＪＶ又は構成員単体で同上の施工実績が

	あること。
	技　－ ※工事の内容により、必要な場合は設定する。
7. 電気通信工事	
	業　－ 電気通信工事
	点営　－ ① 4千万円以上2億円未満の工事にあつては、県内業者で点数●●点以上の者とする。 ② 1千万円以上4千万円未満の工事にあつては、県内業者で点数●●点以上の者とする。 ③ 1千万未満の工事にあつては、県内業者とする。
	工　－ 元請け又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率20％以上）として、平成○年度以降（過去15年間）に完了した類似の建築物に係る電気通信工事の施工実績があること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常ＪＶにあつては、経常ＪＶ又は構成員単体で同上の施工実績があること。
8. 消防施設工事	
	業　－ 消防施設工事
	営　－ 県内業者
	工　－ 元請け又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率20％以上）として、平成○年度以降（過去15年間）に完了した類似の消防施設工事の施工実績があること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常ＪＶにあつては、経常ＪＶ又は構成員単体で同上の施工実績があること。

別図



【附則】

1. この取扱方針は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
2. この取扱方針は平成 17 年 12 月 15 日から適用する。
3. この取扱方針は平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
4. この取扱方針は平成 18 年 7 月 1 日から適用する。
5. この取扱方針は平成 19 年 6 月 1 日から適用する。
6. この取扱方針は平成 20 年 6 月 1 日から適用する。
7. この取扱方針は平成 20 年 10 月 15 日から適用する。
8. この取扱方針は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
9. この取扱方針は平成 21 年 6 月 1 日から適用する。
10. この取扱方針は平成 22 年 6 月 1 日から適用する。
11. この取扱方針は平成 23 年 1 月 20 日から適用する。
12. この取扱方針は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
13. この取扱方針は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
14. この取扱方針は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
15. この取扱方針は平成 25 年 6 月 1 日から適用する。
16. この取扱方針は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
17. この取扱方針は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
18. この取扱方針は平成 28 年 6 月 1 日から適用する。
19. この取扱方針は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
20. この取扱方針は平成 29 年 7 月 24 日から適用する。
21. この取扱方針は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
22. この取扱方針は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
23. この取扱方針は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
24. この取扱方針は令和 2 年 8 月 1 日から適用する。
25. この取扱方針は令和 5 年 1 月 1 日から適用する。

26. この取扱方針は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
27. この取扱方針は令和 7 年 3 月 7 日から適用する。
28. この取扱方針は令和 7 年 8 月 1 日から適用する。

簡易型一般競争入札取扱方針(一般事項・土木一式) 要件一覧表

取扱注意: ____部は非公表

R7. 3月以降

I 一般事項

1) 対象工事

工事	請負対象額が1千万円以上2億円未満の工事、又は総合評価方式(特別簡易型)により発注される工事で、総務部・農林水産部・土木部所管の建設工事
上記で単独発注する工事	基礎工、地盤改良工、港湾・漁港漁場及び海岸工事、橋梁上部工(PC橋)・(鋼橋)、舗装工、法面工、地すべり対策工、造園工事、交通安全施設工事(区画線)・(標識)、鋼構造物塗装工事、トンネル工事、エレベーター工事、防水工事、消防施設工事及び電気通信工事は、原則として1千万円未満の工事でも対象とする。

2) 適用除外工事

請負対象額	1千万円以上4千万円未満	4千万円以上1億円未満	1億円以上2億円未満
内容	入札執行者が認めた場合(全応急等緊急に施工する必要のある工事など) 知事が特に認めた場合		

3) 一般事項の要件

請負対象額	1千万円以上4千万円未満		4千万円以上1億円未満		1億円以上2億円未満
	～2千万円未満	～4千万円未満	～5千万円未満	～1億円未満	
営業所所在地	※ 工事内容に応じて設定				
工事実績等					
工事成績	島根県が発注した工事で前年度及び前々年度に完了した工事成績で、各年度の全工事成績の平均点が連続して65点未満でないこと。 (ただし、総合評価方式の場合には、前年度に完了した全工事成績の平均点が70点未満でないこと。なお、前年度に施工実績がないが、前々年度に完了した工事がある場合、全工事成績の平均点が70点未満でないこと。)			島根県が発注した工事で前年度に完了した全工事成績の平均点が70点未満でないこと。なお、前年度に施工実績がないが、前々年度に完了した工事がある場合、全工事成績の平均点が70点未満でないこと。	
施工実績	※ 工事内容に応じて設定				
配置技術者	—		請負額が4千5百万円以上(ただし、建築一式工事の場合は9千万円以上)1億円未満の工事 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。 ----- ・監理技術者にあつては、〇〇工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。 ・配置する技術者は、当工事の競争参加資格確認申請日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とする。 ・建設業法第26条第3項ただし書きの規定を適用する主任技術者又は監理技術者について同じ。	1億円以上の工事 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。 ・1級〇〇施工管理技士又は〇〇工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者	

II 工種別:土木一式工事(一般事項以外)

請負対象額	1千万円以上4千万円未満		4千万円以上1億円未満		1億円以上2億円未満
	～2千万円未満	～4千万円未満	～5千万円未満	～1億円未満	
格付等	①A等級	①A等級	①A等級	A等級	
	②B等級	②B等級	②前年度に完了した全工事成績の平均点が76点以上のB等級		
	③前年度に完了した全工事成績の平均点が73点以上C等級				
営業所所在地	管内				
工事実績等 (施工実績)	平成○年度以降(過去15年間)に国、島根県、別表の市町村又は平成○○年度以降(過去5年間)に島根県内市町村の発注工事1契約で5百万円以上の完了した土木一式工事の施工実績		平成○年度(過去15年間)以降に国、島根県又は別表の市町村の発注工事1契約で2千5百万円以上の完了した土木一式工事の施工実績		平成○年度以降(過去15年間)に国、島根県又は別表の市町村の発注工事1契約で5千万円以上の完了した土木一式工事の施工実績
配置技術者	※ 一般事項による				

別表

市町村名	対象となる契約時期・旧町名等
松江市	平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市
	平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市
出雲市	平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市
	平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市
	旧斐川町(平成20年10月1日以降の契約に限る)
雲南市	平成18年1月1日以降の契約に限る
大田市	平成19年4月1日以降の契約に限る
益田市	平成19年4月1日以降の契約に限る
隠岐の島町	平成19年4月1日以降の契約に限る
安来市	平成20年1月1日以降の契約に限る
浜田市	平成21年4月1日以降の契約に限る
江津市	平成23年4月1日以降の契約に限る
川本町	平成29年1月4日以降の契約に限る

※監督・検査・成績評定要領がすべて制定された市町村

簡易型一般競争入札取扱方針(建築一式) 要件一覧表

R5. 4月以降

Ⅱ 工種別:建築一式工事(一般事項以外)

請負対象額	1千万円以上4千万円未満		4千万円以上1億円未満		1億円以上2億円未満
	～2千万円未満	～4千万円未満	～5千万円未満	～1億円未満	
格付等	①A等級	①A等級	①A等級	A等級	
	②B等級	②B等級	②前々年度又は前年度に完了した全工事成績の平均点が76点以上のB等級		
	③前々年度又は前年度に完了した全工事成績の平均点が73点以上C等級				
営業所所在地	主たる営業所が管内(原則20社以上を確保できることを条件に管内をブロック割可(ただし、A等級はブロックの〇〇地区内可))		松江・隠岐区域:主たる営業所を松江県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局管内に有する		
			雲南・出雲区域:主たる営業所を雲南又は出雲県土整備事務所管内に有する		
			西部区域(県央・浜田・益田):主たる営業所を県央、浜田又は益田県土整備事務所管内に有する		
工事実績等(施工実績)	平成〇年度以降(過去15年間)に完了した類似の建築一式工事の施工実績				
配置技術者	一般事項による(工事の規模に応じて追加する)				

簡易型一般競争入札取扱方針(工種別細目) 一覧表

R5. 4月以降

工種別細目:土木

	請負対象額	(250万円)～2千5百万円未満		2千5百万円以上4千万円未満		4千万円以上1億円未満		1億円以上2億円未満	
		～1千万円未満	～2千5百万円未満	～3千万円未満	～4千万円未満	～8千万円未満	～1億円未満		
工 種 別	基礎工								
		点数	－						
		営業所	県内。ただし、地盤状況等により高度な技術力を要する工事等の場合は、準地域内業者を含めることができる。						
		工事実績等	平成○年度以降(過去15年間)の同種工事						
		配置技術者	※必要な場合は設定する。						
	地盤改良工								
		点数	－						
		営業所	県内。ただし、地盤状況等により高度な技術力を要する工事等の場合は、準地域内業者を含めることができる。						
		工事実績等	平成○年度以降(過去15年間)の同種工事						
		配置技術者	※必要な場合は設定する。						
	港湾・漁港漁場及び海岸工事								
		点数	－						
		営業所	県内又は準地域内。ただし、工事に必要な主作業船が県内(境港を含む)にあり、高度な技術力を必要としない浚渫、ブロック及びケーソンの製作・据付、捨石投入等が主たる工種となる工事については県内業者。						
		工事実績等	島根県内で平成○年度以降(過去15年間)の同種工事						
		配置技術者	※必要な場合は設定する。						
	橋梁上部工(PC橋)								
		点数(PC工事)	●●点以上						
		営業所	建設業法第3条に規定する営業所を島根県内に有すること。						
		工事実績等	平成○年度以降(過去15年間)の同種工事						
		配置技術者	①監理技術者等の配置については別図のとおりとする。 ②※その他、工事の内容により、必要な場合は設定する。						
	橋梁上部工(鋼橋)								
		点数(鋼橋上部工工事)	県内:●●点以上、県外:●●点以上						
		営業所	－						
		工事実績等	島根県内で平成○年度以降(過去15年間)の同種工事 桁製作が工事内容にある場合は、鋼橋製作工場を有すること。桁製作とは、島根県公共工事共通仕書第3編2-12-3桁製作工の規定により施工する桁製作及び横断歩道橋製作等をいう。						
		配置技術者	※必要な場合は設定する。						
	舗装工(アスファルト舗装) ※アスファルト舗装工事を除く舗装工事は別途設定			1千5百万円未満					
		等級(舗装工事)	管内:A+B+C、隣接管内(東部あるいは西部):A (管内営業所有りの準地域内可:客観点数●●点以上) ※総合評価はCを除く。		管内:A+B、隣接管内(東部あるいは西部):A、又は、県内:A (管内営業所有りの準地域内可:客観点数●●点以上)			県内:A (管内営業所有りの準地域内可:客観点数●●点以上)	
		営業所	一般事項を参考に設定する。						
		工事実績等	平成○年度以降(過去15年間)の同種工事						
		配置技術者	舗装施工管理技術者であること。(工事内容により設定)						
		その他			1級舗装施工管理技術者を常勤雇用している。				

工 種 別	請負対象額	(250万円)～2千5百万円未満		2千5百万円以上4千万円未満		4千万円以上1億円未満		1億円以上2億円未満
		～1千万円未満	～2千5百万円未満	～3千万円未満	～4千万円未満	～8千万円未満	～1億円未満	
	法面工(種子・客土・モルタル等の吹付工、連続繊維補強土、鉄筋挿入、グラウンドアンカー等)							
	※高度な技術力を要する工事は工事の内容により別途設定		1千5百万円未満					
	点数(法面処理)	管内:A+B+C、隣接管内(東部あるいは西部):A 管内営業所有りの県内可:A+B ※総合評価はCを除く。		管内:A+B、隣接管内(東部あるいは西部):A、又は、県内:A 管内営業所有りの県内可:A+B		管内:A+B、隣接管内(東部あるいは西部):A、又は、県内:A 管内営業所有りの県内可:A+B (準地域内可:客観点数●●点以上)		県内:A (準地域内可:客観点数●●点以上)
	営業所	一般事項を参考に設定する。						
	工事実績等	平成○年度以降(過去15年間)の同種工事						
		当該工種に係わる主要機械を保有している。						
	配置技術者	※必要な場合は設定する。						
	地すべり対策工(集水・排水ボーリング等、集水井、グラウンドアンカー、抑止杭等)							
	点数	—						
	営業所	県内、準地域内						
	工事実績等	平成○年度以降(過去15年間)の同種工事						
	配置技術者						監理技術者又は主任技術者のいずれかは、地すべり防止工事士である。	
	その他	当該工事に係る計画・設計業務を受託した者でない。						
地すべり防止工事士を常勤雇用している。								
造園工事(植栽)								
点数(造園工事)	—							
営業所	①県内、②県内業者で営業所を東部・隠岐地区内又は西部地区内							
工事実績等	島根県内で平成○年度以降(過去15年間)の同種工事							
配置技術者	※必要な場合は設定する。							
その他	1級造園施工管理技士、2級造園施工管理技士又は造園技能士のいずれかを常勤雇用している。							
交通安全施設工事(区画線)(標識)								
点数	—							
営業所	県内							
工事実績等	平成○年度以降(過去15年間)の同種工事							
	区画線工事は、区画線に係わる機械一式を保有している。							
配置技術者	※必要な場合は設定する。							
その他	区画線工事は、路面標示技能士を常勤雇用している(隠岐支庁県土整備局管内は除く)。							
鋼構造物塗装工事(「土木」に該当するものに限る、新設の塗装工事は除く)								
点数	—							
営業所	県内							
工事実績等	平成○年度以降(過去15年間)の同種工事							
配置技術者	※必要な場合は設定する。							
その他	1級塗装技能士(鋼橋)又は2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)の資格者を常勤雇用している。							
電気工事								
点数	指名競争入札	●●点以上				●●点以上	●●点以上	
		●●点未満の者で、前々年度又は前年度に完了した全工事成績の平均点が73点以上の管内業者						
営業所		松江・隠岐区域:県内業者で、営業所を松江県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局管内に有する者				県内	県内及び準地域内(高度な技術力を要する場合に限る)	
		雲南・出雲区域:県内業者で、営業所を雲南又は出雲県土整備事務所管内に有する者						
工事実績等	西部区域(県央・浜田・益田):県内業者で、営業所を県央、浜田、益田県土整備事務所管内に有する者							
配置技術者	平成○年度以降(過去15年間)の同種工事							
	一般事項による(工事の規模に応じて追加する)。							

簡易型一般競争入札取扱方針(工種別細目) 一覧表

R5. 4月以降

工種別細目:電気工事、管工事、塗装工事(建築塗装)、防水工事、解体工事、電気通信工事、消防施設工事

請負対象額		(250万円)～2千5百万円未満		2千5百万円以上4千万円未満		4千万円以上1億円未満		1億円以上2億円未満	
		～1千万円未満	～2千5百万円未満	～3千万円未満	～4千万円未満	～8千万円未満	～1億円未満		
工 種 別	電気工事								
	業種	指名競争入札	電気工事						
	点数		●●点以上			●●点以上	●●点以上		
			●●点未満の者で、前年度又は前々年度に完了した全工事成績の平均点が73点以上の管内業者						
	営業所		松江・隠岐区域： 県内業者で、営業所が松江県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局管内に存在する者			県内	県内及び準地域内(高度な技術力を要する場合に限る)		
			出雲・雲南区域： 県内業者で、営業所が出雲又は雲南県土整備事務所管内に存在する者						
			西部区域(県央・浜田・益田)： 県内業者で、営業所が県央、浜田、益田県土整備事務所管内に存在する者						
	工事実績等		平成○年度以降(過去15年間)に完了した類似の建築物に係る電気工事の施工実績						
	配置技術者	一般事項による(工事の規模に応じて追加する)。							
	管工事								
	業種	指名競争入札	管工事						
	点数		●●点以上			●●点以上	●●点以上		
			●●点未満の者で、前年度又は前々年度に完了した全工事成績の平均点が73点以上の管内業者						
	営業所		松江・隠岐区域：県内業者で、営業所を松江県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局管内に有する者				県内及び準地域内(高度な技術力を要する場合に限る)		
			出雲・雲南区域：県内業者で、営業所を出雲又は雲南県土整備事務所管内に有する者						
			西部区域(県央・浜田・益田)：県内業者で、営業所を県央、浜田又は益田県土整備事務所管内に有する者						
	工事実績等		平成○年度以降(過去15年間)に完了した類似の建築物に係る給排水衛生設備工事・空調設備工事等の施工実績						
	配置技術者	一般事項による(工事の規模に応じて追加する)。							
	塗装工事(建築塗装)								
		業種	指名競争入札	塗装工事					
		点数		●●点以上			●●点以上		
		営業所		県内					
		工事実績等		平成○年度以降(過去15年間)に完了した類似の建築物に係る塗装工事の施工実績					
		配置技術者		一般事項による(工事の規模に応じて追加する)。					
		その他		1級建築塗装技能士又は2級建築施工管理技士(仕上げ)の資格者を常勤雇用していること。					
防水工事									
業種	防水工事								
点数	一								
営業所	県内								
工事実績等	平成○年度以降(過去15年間)に完了した類似の防水工事の施工実績								
配置技術者	一般事項による(工事の規模に応じて追加する)。								
その他	1級技能士又は2級建築施工管理技士(仕上げ)の資格者を常勤雇用していること。 (技能士については、発注工種の技能士を常勤雇用していること。)								
解体工事									
	業種	指名競争入札	解体工事併せて建築一式工事						
	点数		●●点以上						
	営業所		松江・隠岐区域：県内業者で、主たる営業所を松江県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局管内に有する者						
			出雲・雲南区域：県内業者で、主たる営業所を出雲又は雲南県土整備事務所管内に有する者						
			西部区域(県央・浜田・益田)：県内業者で、主たる営業所を県央、浜田又は益田県土整備事務所管内に有する者						
	工事実績等		平成○年度以降(過去15年間)に完了した類似の建築物の解体工事の施工実績						
	配置技術者		※必要な場合は設定する。						

工
種

別

請負対象額	(250万円)～2千5百万円未満		2千5百万円以上4千万円未満		4千万円以上1億円未満		1億円以上2億円未満
	～1千万円未満	～2千5百万円未満	～3千万円未満	～4千万円未満	～8千万円未満	～1億円未満	
電気通信工事							
業種	電気通信工事						
点数	—	●●点以上			●●点以上		
営業所	県内						
工事実績等	平成○年度以降(過去15年間)に完了した類似の建築物に係る電気通信工事の施工実績						
配置技術者	一般事項による(工事の規模に応じて追加する)。						
消防施設工事							
業種	消防施設工事						
点数	—						
営業所	県内						
工事実績等	平成○年度以降(過去15年間)に完了した類似の消防施設工事の施工実績						
配置技術者	一般事項による(工事の規模に応じて追加する)。						

新旧対照表

新	旧																		
島根県建設工事簡易型一般競争入札取扱方針 I 一般事項 1)～3)省略 4)この取扱方針は、令和7年8月1日以降に入札公告する工事から適用する。 1. 競争参加資格 省略 2. 競争参加資格の確認(開札後に審査する資料) 省略 3. その他 省略 II 工種別 1. 土木一式工事 省略 2. 建築一式工事 省略 3. その他(工種別細目):土木 1)省略 2)とび・土工・コンクリート工事(法面工及び交通安全施設工事(標識)を除く)にあつては、土木一式工事に準じた取扱いとする。 3)～15)省略	島根県建設工事簡易型一般競争入札取扱方針 I 一般事項 1)～3)省略 4)この取扱方針は、令和7年3月7日以降に入札公告する工事から適用する。 1. 競争参加資格 省略 2. 競争参加資格の確認(開札後に審査する資料) 省略 3. その他 省略 II 工種別 1. 土木一式工事 省略 2. 建築一式工事 省略 3. その他(工種別細目):土木 1)省略 2)とび・土工・コンクリート工事(法面工、交通安全施設工事:標識 以外)にあつては、土木一式工事に準じた取扱いとする。 3)～15)省略																		
1. 共通 ～6. 橋梁上部工(鋼橋) 省略 7. 舗装工 <table><tr><td>点</td><td>— (省略)</td></tr><tr><td>工</td><td>①建設工事の種類が「舗(ほ)装工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、平成〇年度以降(過去15年間)に国(公団の後継会社、公社含む)、都道府県(公社含む)又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績(注:例を参考に具体的に記述する)があること。</td></tr><tr><td></td><td>※同種工事の施工実績の例 (新設の場合)〇m2 以上の新設アスファルト舗装の施工実績(新設アスファルト舗装とは車道又は路肩に新たに施工した表層工をいう。なお、歩道舗装、付帯舗装、オーバーレイ等を除く。) (路上路盤再生工の場合)〇m2 以上の路上路盤再生工を含むアスファルト舗装の施工実績 (切削オーバーレイ※の場合)〇m2 以上の切削を伴うオーバーレイの施工実績 (※)即日施工でない路面切削工を伴う舗装工も含む (オーバーレイの場合)〇m2 以上のオーバーレイの施工実績 (その他)〇m2 以上の排水性舗装・インターロッキングの施工実績</td></tr><tr><td></td><td>なお、路上路盤再生工の施工実績がある業者が少ない管内等については、類似工種の施工実績を求めること。 舗装の他の工種についても、工事内容、舗装規模等により適切な施工実績を求めること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。</td></tr></table>	点	— (省略)	工	①建設工事の種類が「舗(ほ)装工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、平成〇年度以降(過去15年間)に国(公団の後継会社、公社含む)、都道府県(公社含む)又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績(注:例を参考に具体的に記述する)があること。		※同種工事の施工実績の例 (新設の場合)〇m2 以上の新設アスファルト舗装の施工実績(新設アスファルト舗装とは車道又は路肩に新たに施工した表層工をいう。なお、歩道舗装、付帯舗装、オーバーレイ等を除く。) (路上路盤再生工の場合)〇m2 以上の路上路盤再生工を含むアスファルト舗装の施工実績 (切削オーバーレイ※の場合)〇m2 以上の切削を伴うオーバーレイの施工実績 (※)即日施工でない路面切削工を伴う舗装工も含む (オーバーレイの場合)〇m2 以上のオーバーレイの施工実績 (その他)〇m2 以上の排水性舗装・インターロッキングの施工実績		なお、路上路盤再生工の施工実績がある業者が少ない管内等については、類似工種の施工実績を求めること。 舗装の他の工種についても、工事内容、舗装規模等により適切な施工実績を求めること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。	1. 共通 ～6. 橋梁上部工(鋼橋) 省略 7. 舗装工 <table><tr><td>点</td><td>— (省略)</td></tr><tr><td>工</td><td>①建設工事の種類が「舗(ほ)装工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、平成〇年度以降(過去15年間)に国(公団の後継会社、公社含む)、都道府県(公社含む)又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績(注:例を参考に具体的に記述する)があること。</td></tr><tr><td></td><td>※同種工事の施工実績の例 (新設の場合)〇m2 以上の新設アスファルト舗装の施工実績(新設アスファルト舗装とは車道又は路肩に新たに施工した表層工をいう。なお、歩道舗装、付帯舗装、オーバーレイ等を除く。) (路上路盤再生工の場合)〇m2 以上の路上路盤再生工を含むアスファルト舗装の施工実績 (切削オーバーレイの場合)〇m2 以上の切削 オーバーレイの施工実績</td></tr><tr><td></td><td>(オーバーレイの場合)〇m2 以上のオーバーレイの施工実績 (その他)〇m2 以上の排水性舗装・インターロッキングの施工実績</td></tr><tr><td></td><td>なお、路上路盤再生工、切削オーバーレイの施工実績がある業者が少ない管内等については、類似工種の施工実績を求めること。 舗装の他の工種についても、工事内容、舗装規模等により適切な施工実績を求めること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。</td></tr></table>	点	— (省略)	工	①建設工事の種類が「舗(ほ)装工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、平成〇年度以降(過去15年間)に国(公団の後継会社、公社含む)、都道府県(公社含む)又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績(注:例を参考に具体的に記述する)があること。		※同種工事の施工実績の例 (新設の場合)〇m2 以上の新設アスファルト舗装の施工実績(新設アスファルト舗装とは車道又は路肩に新たに施工した表層工をいう。なお、歩道舗装、付帯舗装、オーバーレイ等を除く。) (路上路盤再生工の場合)〇m2 以上の路上路盤再生工を含むアスファルト舗装の施工実績 (切削オーバーレイの場合)〇m2 以上の切削 オーバーレイの施工実績		(オーバーレイの場合)〇m2 以上のオーバーレイの施工実績 (その他)〇m2 以上の排水性舗装・インターロッキングの施工実績		なお、路上路盤再生工、切削オーバーレイの施工実績がある業者が少ない管内等については、類似工種の施工実績を求めること。 舗装の他の工種についても、工事内容、舗装規模等により適切な施工実績を求めること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。
点	— (省略)																		
工	①建設工事の種類が「舗(ほ)装工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、平成〇年度以降(過去15年間)に国(公団の後継会社、公社含む)、都道府県(公社含む)又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績(注:例を参考に具体的に記述する)があること。																		
	※同種工事の施工実績の例 (新設の場合)〇m2 以上の新設アスファルト舗装の施工実績(新設アスファルト舗装とは車道又は路肩に新たに施工した表層工をいう。なお、歩道舗装、付帯舗装、オーバーレイ等を除く。) (路上路盤再生工の場合)〇m2 以上の路上路盤再生工を含むアスファルト舗装の施工実績 (切削オーバーレイ※の場合)〇m2 以上の切削を伴うオーバーレイの施工実績 (※)即日施工でない路面切削工を伴う舗装工も含む (オーバーレイの場合)〇m2 以上のオーバーレイの施工実績 (その他)〇m2 以上の排水性舗装・インターロッキングの施工実績																		
	なお、路上路盤再生工の施工実績がある業者が少ない管内等については、類似工種の施工実績を求めること。 舗装の他の工種についても、工事内容、舗装規模等により適切な施工実績を求めること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。																		
点	— (省略)																		
工	①建設工事の種類が「舗(ほ)装工事」として発注された公共事業において、元請け又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、平成〇年度以降(過去15年間)に国(公団の後継会社、公社含む)、都道府県(公社含む)又は島根県内市町村の発注工事1契約で完了した同種工事の施工実績(注:例を参考に具体的に記述する)があること。																		
	※同種工事の施工実績の例 (新設の場合)〇m2 以上の新設アスファルト舗装の施工実績(新設アスファルト舗装とは車道又は路肩に新たに施工した表層工をいう。なお、歩道舗装、付帯舗装、オーバーレイ等を除く。) (路上路盤再生工の場合)〇m2 以上の路上路盤再生工を含むアスファルト舗装の施工実績 (切削オーバーレイの場合)〇m2 以上の切削 オーバーレイの施工実績																		
	(オーバーレイの場合)〇m2 以上のオーバーレイの施工実績 (その他)〇m2 以上の排水性舗装・インターロッキングの施工実績																		
	なお、路上路盤再生工、切削オーバーレイの施工実績がある業者が少ない管内等については、類似工種の施工実績を求めること。 舗装の他の工種についても、工事内容、舗装規模等により適切な施工実績を求めること。 ただし、当該実績が島根県の発注した工事に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものを除く。また、経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。																		

	営 ー (省略)
	技 ー (省略)
	そ ー (省略)
8. 法面工～14. 電気工事 省略	

以下、省略

【附則】

1.～27. 省略

28. この取扱方針は令和 7 年8月1日から適用する。

	営 ー (省略)
	技 ー (省略)
	そ ー (省略)
8. 法面工～14. 電気工事 省略	

以下、省略

【附則】

1.～27. 省略
